

豊岡市長に意見書を提出しました

令和3年度の予算編成に先立ち、10月8日、大原会長をはじめとする代表委員5名で市長室を訪れ、意見書の趣旨を説明し、市の農業の実態に応じた農業施策を積極的に推進いただくよう、市長に意見書を提出しました。



市長と大原会長他代表委員

1 遊休農地の発生防止及び解消

(1) 農地利用最適化に関する連携支援について

農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消のため、区・農会・営農組合等の協力を得て、担い手への利用集積などの推進を図っていますが、市は、県・国・農地中間管理機構の補助制度の活用など連携支援をより一層強化されたい。

市内全域で人・農地プランが作

成されていますが、市は、プランの実質化を推進するため、農業委員会・JA・区・農会との連携を深めるよう指導を一層強化されたい。

なお、農地中間管理機構の補助制度が地域の実情に沿ったものとなるよう、強く働きかけられたい。

遊休農地を活用できるよう、転作物、ビオトープ等の活用提案を行うなど幅広い支援を進められたい。

(2) 発生防止及び解消に向けた具体的な支援について

近年、遊休農地予備軍が増加しています。市は、区・農会が地域で守るべき農地を決め、それを維持していくことができるよう、豊岡市多面的機能支払交付金制度を活用するなど幅広い指導をされたい。

市・県が一体となって、大型機械を使用するため、地域で水田の大型化や農道拡幅、水路改修等の基盤整備を行うよう、より一層の指導をされたい。

中山間地域では、高齢者が地域の担い手となり農地を守っています。市は、個人で対応できない遊休農地について、地区組織で取り組めるよう指導と支援の充実をされたい。

2 担い手農家や集落営農の育成と支援

(1) 担い手農家の育成と支援について

農業スクールでは、これまで17名が卒業し、うち16名が就業しており、市の農業の担い手育成に大きな役割を果たしています。市は、同制度を今後も継続するとともに、女性活躍社会の実現や人生100年時代を見据え、シニア世代を含めるなど引き続き募集要件の見直しをされたい。

スクール卒業生の自立を促進するため、初期投資に係る支援制度の拡充と事業が軌道に乗るまでのさらなる技術指導を検討されたい。

(2) 集落営農の育成と支援について

集落営農の構成員は年々高齢化しており、後継者の確保が課

題となっています。市は、県・国・農地中間管理機構・JAと一体となって、集落営農が持続するよう、長期にわたる育成・支援制度を確立されたい。

既存の集落営農組織では、米価の下落や構成員の高齢化を背景に厳しい経営環境にあるので、省力化に寄与する機械・技術の導入や既存機械更新時の支援制度を検討されたい。

3 地域を支える農政

(1) 人・農地プランの取り組みについて

人・農地プランは重点的に推進するよう法改正されました。今後、区・農会等による話し合いに基づくプランの実質化を推進するため、市は、農業委員会・JA・区・農会との連携を深める施策に取り組みられたい。

(2) 豊岡市多面的機能支払交付金制度の推進について

共同活動について
交付金申請事務の簡素化につい

の支援とともに、狩猟条件の緩和などについて県・国に働きかけられたい。

6 その他

(1) 「スマート農業」の推進について

現状、農業者の多くが「スマート農業」について理解していません。「スマート農業」を推進するため、関係組織やメーカーの協力を得ながら、「スマート農業」という言葉・狙い・活用事例・費用対効果等の内容、相談窓口、補助金の有無等、情報を収集し広報に努められたい。加えて、市が「スマート農業」に取り組んだ3年間の実施例についても、農業者の参考事例となるよう成果を検証のうえ、広報に努められたい。

(2) 「農福連携」運用の仕組み作りについて

農福連携は、障害を持つ方々が農作業を通じて自信や生きがいを持つ社会へ参加しやすくなり、他方、農業分野での高齢化による後継者や働き手不足の解消となり、双方の持つ課題が解決できる有効な取り組みと考えます。

市は、小さな世界都市・豊岡の『豊岡グッドローカル農業』を意識した、福祉と農業のニーズをマッチングする運用し易い、多様な人材を活かした独自の仕組み作りを行い、普及に努められたい。

(3) 中山間地域における農村を活性化させる支援について

ア 新規就農者の育成支援

認定農業者などの担い手がない中山間地域において、今後、地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者として、「定年帰農者」や農業と他の仕事「X」を組み合わせた「半農半X」など多様な形態で新規就農を促す支援を検討されたい。

イ 農業者以外と共同して進める施策

農産物を生産、加工する企業を募集するなど、農業者とともに地元の農業を活性化させる施策を検討されたい。

4 有害鳥獣の被害防止対策の強化

(1) 被害防止の対策について

サルによる被害は、農作物のみならず、家屋などの損傷が非常に深刻です。既存のサル被害対策補助制度に加え、さらなる充実を図られたい。

また、サルの捕獲に係る保護政策を見直すよう、県・国に働きかけられたい。

イ 電気柵・ワイヤーメッシュ等の防護柵は、鹿・猪の被害対策として非常に有効だと評価しています。しかしながら、特に堅固なワイヤーメッシュの材料費やその設置費用が高額になるため、補助を半額以上にするなどして、設置に対する支援をより一層充実されたい。

ウ バックアゾーンを整備する補助事業について、採択件数を増やすよう、県・国に働きかけられたい。

有害鳥獣の被害は、猪・鹿の大型獣に加え、ハクビシン・アライグマ・タヌキ等の中型獣によるものも深刻です。被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考えます。

(2) 個体数減少の対策について

有害鳥獣の被害は、猪・鹿の大型獣に加え、ハクビシン・アライグマ・タヌキ等の中型獣によるものも深刻です。被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考えます。

(3) 食農教育の推進について

次代を担う子どもたちや若い世代が農業に興味・関心を持つために、農業団体や食品関連企業とも連携し、地域・学校・園において、その地域の伝統野菜や行事食などについて学ぶ食農教育を積極的に進められたい。